

聖籠町庁舎等管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十三年三月十一日

聖籠町長 渡邊廣吉

聖籠町規則第四号

聖籠町庁舎等管理規則の一部を改正する規則

聖籠町庁舎等管理規則（昭和五十二年聖籠町規則第十一号）の一部を次のように改正する。

第八条中「うけなければならぬ」を「受けなければならぬ」に改める。

第九条第一号中「町庁舎内において」を削り、同条第二号中「廊下、倉庫等喫煙設備のない場所又は引火し易い物の近くで」を削る。

第十条第一項中「次の各号に掲げる行為をしようとする者は」の次に「、町庁舎等使用許可願（第一号様式）を提出し」を加え、「うけなければならぬ」を「受けなければならぬ」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、総括管理者が輕易なものと認めるときは、口頭をもって許可願いに代えることができる。

第十条第二項を削り、同条第三項を第二項とする。

第十一条中「次の各号の一に該当する」を「前三条に定める規定に違反した」に、「許可若しくは承認を取り消し又はその条件を変更し、町庁舎等から退去を命じ又は物件の撤去」を「許可を取り消し若しくはその条件を変更し、又は町庁舎等から退去を命じ若しくは物件の撤去」に改め、第一号及び第二号を削り、次の一項を加える。

2 総括管理者は、前項の規定により町庁舎等からの退去又は物件の撤去を命じた場合において、これに応じないときは、当該物件の撤去その他必要な措置をとることが

できる。この場合、撤去その他必要な措置に要した費用を相手方から徴収することができる。

附 則

この規則は、平成二十三年四月一日から施行する。